

議案第54号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

養父市長 大林 賢一

記

- 1 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 2 事案の概要
令和7年2月8日、道路等除雪業務受託者が除雪作業中に路肩を踏み外し、脱輪した際に家屋を損傷させたもの。
- 3 損害賠償の額 1,176,736円